

会則

混声合唱団「樹林」

1. 合唱団基本精神

「楽しみながら合唱を続けることにより、地域の文化発展に貢献する」

2. 運営原則

(1) 合唱団の運営については、メンバー全員が平等の権利を有し、義務を負う。

(2) 合唱を楽しむと同時に、向上する喜びを分かちあうため、団員相互の尊敬と助け合う精神を大切にする。

3. 団員資格

合唱団の基本精神を守り、会費を払い、練習に参加する個人。

4. 活動内容

(1) 年1回程度の定期演奏会

(2) 練習 毎週土曜日 午後6:30～9:00を原則とする。

(理由 ①宮前の退館時間 ②連絡時間の確保)

(3) その他

5. 会費等

(1) 入会金 ひとり 1,000円

(2) 月会費 ひとり 5,000円 (毎月始めに徴収)

但し 学生 3,000円 家族 4,000円 (2人目以上)

(3) 休団中の月会費 無料とする

復帰する場合は、改めて入会金相当額(1,000円)を納入する。

6. 入退団・休団

(1) 入団 随時

(2) 退団 退団する前の月に、事務局に届けば認められる。

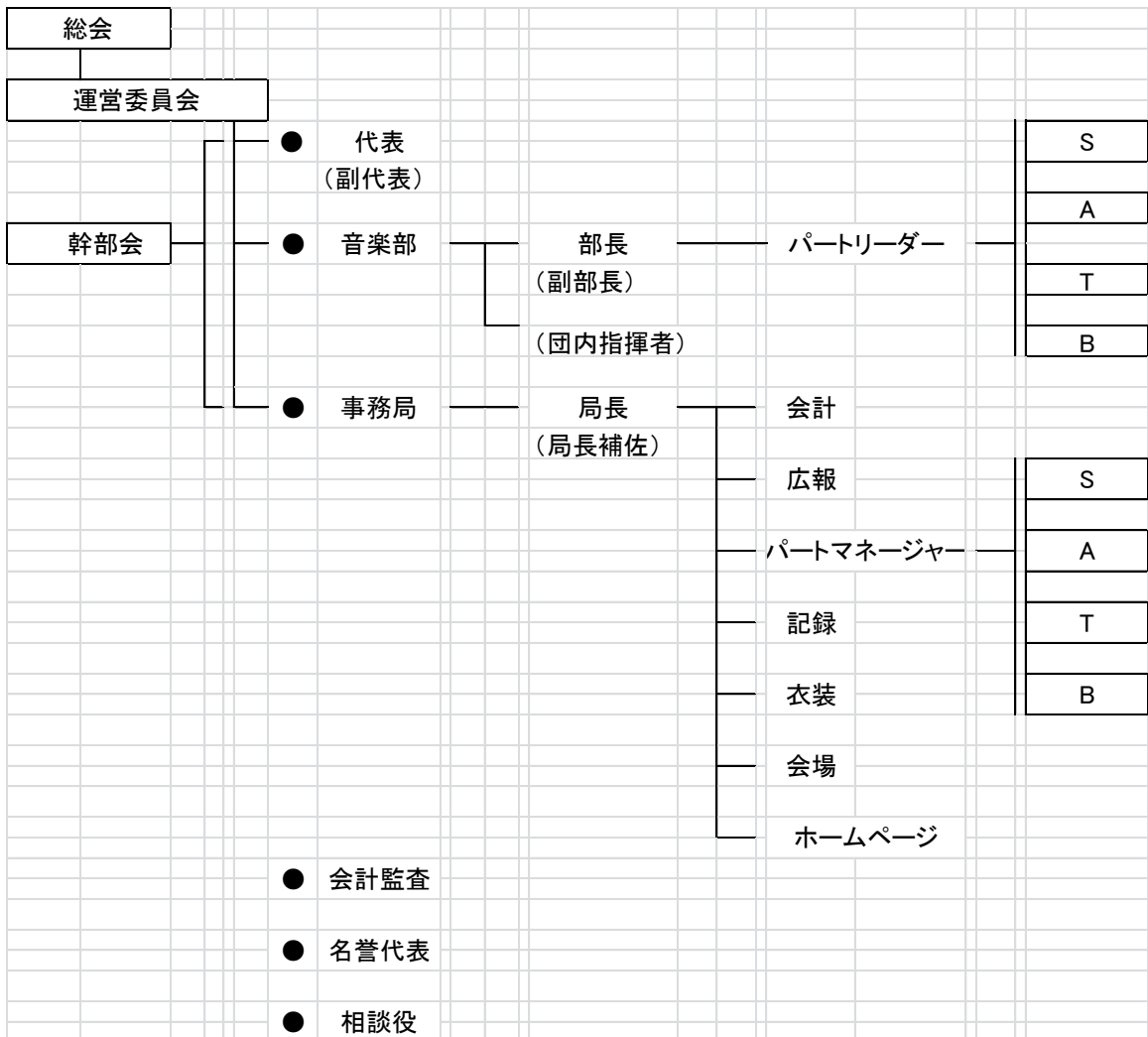
(3) 休団 休団する前の月に、休団期間を事務局に届けば認められる。

7. 会計年度

定期演奏会終了の翌月から、次の定期演奏会終了の月までとする。

8. 運営組織

(1) 組織図



(2) 役員の任期は、定期演奏会終了後の最初の総会から次の定期演奏会終了後の総会までとする。ただし、音楽部員は、総会前に選出し、次期の準備に携わることができる。

(3) 定義・役割

- ①総会 団の最高議決機関 団員全員で構成される
- ②運営委員会 総会に次ぐ議決機関
演奏会等、団の活動の運営推進
総会議案の起案
- ③幹部会 代表（副代表）、音楽部長（音楽副部長）、事務局長（局長補佐）及び代表が指定した人をもって構成し、運営上の実務について協議する

- ④代表 合唱団基本精神の擁護者
 団の長、対外的最高責任者
 音楽指導者（指揮者、ピアニスト、ヴォイストレーナー等）の委嘱
 運営委員会・総会の主宰
 委員会の委嘱
 必要な場合は総会の承認を得て副代表をおくことができる。
- 副代表 代表を補佐し、代表に事故あるとき、または欠けたときは、その職務を代行する
- ⑤音楽部 主に音楽技術にかかわる部門
 音楽部長、パートリーダー等をもって構成し、必要な場合は副部長、団内指揮者等を置くことができる
- ⑥事務局 主に運営にかかわる部門
- ⑦事務局長 事務局の総括
 代表の補佐
 渉外、団員名簿管理、その他
 必要な場合は、局長補佐を置くことができる
 必要な場合は、チーフパートマネージャーを置くことができる
- ⑧名誉代表 創設に参画し第2期から8期まで代表を務めた功績を讃えた名誉職
- ⑨相談役 運営に必要な助言を得るため、必要に応じて代表が選任する
- ⑩その他 10. 細則による

9. 総会

- (1) 定員数 過半数
- (2) 議決 総会出席者の過半数
- (3) 開催日 会計年度の初め（定例）
- (4) 決議事項
- ・ 決算報告承認
 - ・ 役員選出
 - ・ 予算案承認
 - ・ 音楽指導者とその任期の承認
 - ・ 会計年度内の活動計画承認
 - ・ 会則の変更
 - ・ その他運営に関する重要事項

10. 細則

- (1) 音楽部 音楽指導者の補佐
 音楽技術に関する団員の意思のとりまとめと指導陣への助言
 楽譜の手配・作成・配布・保管
 スケジュール調整
 音楽指導者の送迎
 その他

- (2) パートリーダー
 - パート練習のリーダー
 - 欠席者の練習内容のフォロー
 - 演奏会の出席者の確認および並び順の決定
 - その他
- (3) 会計
 - 予算編成
 - 収支管理
 - 会計報告
 - 謝礼等の支払い
 - 現預金出納
 - その他
- (4) 広報
 - 樹林通信の発行
- (5) パートマネージャー
 - 会費等の集金
 - 団員連絡網の作成・連絡の徹底
 - 団員の意識の反映・意見の取りまとめ
 - 会場の鍵管理
 - 見学者・入団者の対応（紹介及び会則・名簿渡し等）
 - 休団者のフォロー
 - その他
- (6) 記録
 - 議事録作成・活動記録保存
- (7) 衣装
 - 各ステージ衣装の検討と提言、ユニフォーム新調の手続き等
- (8) 会場
 - 練習会場確保の検討、調整など
- (9) ホームページ
 - 「樹林」ホームページの管理

11. 慶弔規定

団員に慶弔のあった場合は、本規定の定めるところによる。

- (1) 団員死去の場合、10,000 円の香典もしくは供花とする。

2002 年 3 月 30 日 1 部改正
 2013 年 6 月 22 日 1 部改正
 2016 年 6 月 25 日 1 部改正
 2017 年 10 月 28 日 1 部改正
 2021 年 10 月 23 日 1 部改正